



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月22日火曜日 第554号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	751
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	751
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	(") ...	751
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	752
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	(") ...	752
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	752
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	(") ...	752
県統計調査の実施.....	(労政雇用課) ...	753
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課) ...	753
土地改良区役員就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	753

監査公表

定期監査結果の公表.....	(監査事務局) ...	753
----------------	-------------	-----

教育委員会公告

職員の分限処分.....	(義務教育課) ...	757
--------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(選挙管理委員会) ...	758
政治団体の設立の届出.....	(") ...	758
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	759
資金管理団体の指定の届出.....	(") ...	759
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	759

告 示

○愛媛県告示第932号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こいずみ内科・消化器内科クリニック	八幡浜市松柏丙780番地	令和6年9月1日
つばさ薬局 八幡浜店	八幡浜市松柏丙776番1	令和6年9月1日

○愛媛県告示第933号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 中山内科	宇和島市堀端町2-16	令和6年9月30日

○愛媛県告示第934号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1	セントケア訪問看護ステーション宇和島	宇和島市伊吹町甲1083-1 伊吹町玉井ビル201号室	令和6年10月1日

○愛媛県告示第935号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川24-1	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川24-1	令和6年8月1日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川2503番地8	

○愛媛県告示第936号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）から特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川24-1	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川24-1	令和6年8月1日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川2503番地8	

○愛媛県告示第937号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川24-1	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川24-1	令和6年8月1日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川2503番地8	

○愛媛県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川24-1	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川24-1	令和6年8月1日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川2503番地8	

○愛媛県告示第939号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所

3 報告を求める事項

(1) 事業所の概要に関すること。

- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 仕事と育児の両立支援に関すること。
- (4) 仕事と介護の両立支援に関すること。
- (5) 働き方改革等に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和6年10月1日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めために用いる方法

調査票の郵送による自計方式

7 報告を求める期間

令和6年10月25日から同年11月25日までの間

○愛媛県告示第940号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年10月22日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県松山市土手内134番地7 村上節夫	愛媛県松山市柳原153番地1 西川悟	愛媛県松山市浅海原甲482番地4 橋掛英晴	北条	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年10月22日から11月5日まで

(2) 縦覧場所

愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課

○愛媛県告示第941号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	魚崎泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912

監査公表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年10月22日

愛媛県監査委員 高田健司
同 松下行吉
同 大石豪
同 高石淳

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

財務監査

第3 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和5年度財務に係る知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会の定期監査を213機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	119	6	125
本庁	65	0	65

地方局	33	0	33
地方機関	21	6	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	29	38	67
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	21	38	59
公安委員会	8	9	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	7	9	16
合計	160	53	213
本庁	78	0	78
地方機関(地方局含む)	82	53	135

第5 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
行政経営課	令和6年8月27日
財産活用推進課	令和6年8月27日
人事課	令和6年8月27日
職員厚生課	令和6年8月27日
私学文書課	令和6年8月27日
財政課	令和6年8月22日
市町振興課	令和6年8月22日
税務課	令和6年8月22日
総合政策課	令和6年9月9日
地域政策課	令和6年9月9日
企画統計課	令和6年9月9日
秘書課	令和6年9月9日
広報広聴課	令和6年9月9日
スマート行政推進課	令和6年8月7日
デジタルシフト推進課	令和6年8月7日
地域スポーツ課	令和6年9月3日
競技スポーツ課	令和6年9月3日
文化振興課	令和6年8月23日
まなび推進課	令和6年8月23日
観光国際課	令和6年8月7日
自転車新文化推進課	令和6年8月7日
県民生活課	令和6年8月23日
人権対策課	令和6年8月23日
防災危機管理課	令和6年9月4日
消防防災安全課	令和6年9月4日
原子力安全対策課	令和6年9月4日
環境・ゼロカーボン推進課	令和6年8月2日
循環型社会推進課	令和6年8月2日
自然保護課	令和6年8月2日

保健福祉課	令和6年9月10日
医療対策課	令和6年9月10日
医療保険課	令和6年9月10日
健康増進課	令和6年8月7日
薬務衛生課	令和6年8月7日
子育て支援課	令和6年8月19日
障がい福祉課	令和6年8月19日
長寿介護課	令和6年8月19日
産業政策課	令和6年8月28日
企業立地課	令和6年8月28日
労政雇用課	令和6年8月28日
産業創出課	令和6年8月8日
産業人材課	令和6年8月8日
経営支援課	令和6年8月8日
農政課	令和6年9月10日
農業経済課	令和6年9月10日
食ブランドマーケティング課	令和6年9月10日
農地整備課	令和6年8月19日
農産園芸課	令和6年8月19日
畜産課	令和6年8月19日
林業政策課	令和6年8月8日
森林整備課	令和6年8月8日
漁政課	令和6年8月28日
水産課	令和6年8月28日
漁港課	令和6年8月28日
土木管理課	令和6年9月9日
用地課	令和6年9月9日
河川課	令和6年9月3日
港湾海岸課	令和6年9月3日
砂防課	令和6年9月3日
道路建設課	令和6年8月22日
道路維持課	令和6年8月22日
都市計画課	令和6年8月22日
都市整備課	令和6年8月22日
建築住宅課	令和6年8月22日
出納局	令和6年8月28日
人事委員会事務局	令和6年9月9日
議会事務局	令和6年8月28日
監査事務局	令和6年9月10日
労働委員会事務局	令和6年8月7日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(596,823円)を与えた。

(医療対策課)

2 えひめ版応援金(第3弾、第4弾)の返還金について、令和5年4月27日付けの督促後、1年以上、催告等の対応が取られていないものがあるため、適切に債権管理するとともに、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

- ・収入未済額2,047,068円(滞納繰越分1,664,600円、現年度分382,468円)

(産業政策課)

3 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(産業政策課)

4 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(663,740円)を与えた。

(林業政策課)

農 林 水 産 振 興 部
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所
建 設 部
久 万 高 原 土 木 事 務 所

令和6年7月25日
令和6年7月25日
令和6年7月25日
令和6年7月25日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があり、県に多額の損害(1,562,220円)を与えた。

(中予保健所)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(4件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があったほか、県に多額の損害(3,103,249円)を与えた。

(建設部)

3 過去(令和4年度財務)にも同様の指摘をしたところであるが、公用車(4台)の毀損があったにもかかわらず、発生日時および場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

(建設部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和6年7月29日
今 治 支 局	令和6年7月16日、 令和6年7月29日
健 康 福 祉 環 境 部	令和6年7月29日
四 国 中 央 保 健 所	令和6年7月29日
農 林 水 産 振 興 部	令和6年7月24日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和6年7月24日
建 設 部	令和6年7月29日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	令和6年7月29日
今 治 土 木 事 務 所	令和6年7月16日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月29日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月29日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月16日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月16日
出 納 室	令和6年7月29日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害(768,542円)を与えた。

(建設部)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部(今治土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和6年7月30日
八 幡 浜 支 局	令和6年7月18日、 令和6年7月30日
健 康 福 祉 環 境 部	令和6年7月30日
農 林 水 産 振 興 部	令和6年7月30日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和6年7月18日
建 設 部	令和6年7月30日
大 洲 土 木 事 務 所	令和6年7月18日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	令和6年7月18日
西 予 土 木 事 務 所	令和6年7月18日
愛 南 土 木 事 務 所	令和6年7月30日
須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月30日
山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	令和6年7月30日
出 納 室	令和6年7月30日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(5件)し、当該車両等の毀損があった。

(建設部(大洲土木事務所))

3 過去(令和4年度財務)にも同様の指摘をしたところであるが、公

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和6年7月25日
健 康 福 祉 環 境 部	令和6年7月25日

用車（2台）の毀損があったにもかかわらず、発生日時および場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

（建設部（大洲土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
研 修 所	令和6年4月18日
東 京 事 務 所	令和6年5月13日
総 合 科 学 博 物 館	令和6年5月29日
歴 史 文 化 博 物 館	令和6年5月24日
美 術 館	令和6年5月8日
消 防 学 校	令和6年5月16日
消 費 生 活 セ ン タ ー	令和6年4月15日
原 子 力 セ ン タ ー	令和6年5月24日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	令和6年4月15日
東 予 子 ども・女 性 支 援 セ ン タ ー	令和6年5月20日
南 予 子 ども・女 性 支 援 セ ン タ ー	令和6年5月24日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	令和6年5月8日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	令和6年5月8日
衛 生 環 境 研 究 所	令和6年4月24日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	令和6年4月15日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	令和6年4月24日
え ひ め 学 園	令和6年5月20日
計 量 検 定 所	令和6年5月8日
産 業 技 術 研 究 所	令和6年4月24日、 令和6年5月8日、 令和6年5月29日
新 居 浜 産 業 技 術 専 門 校	令和6年5月29日
愛 媛 中 央 産 業 技 術 専 門 校	令和6年5月21日
宇 和 島 産 業 技 術 専 門 校	令和6年5月8日
大 阪 事 務 所	令和6年5月27日
病 害 虫 防 除 所	令和6年5月16日
農 業 大 学 校	令和6年4月19日
農 林 水 産 研 究 所	令和6年4月19日、 令和6年5月8日、 令和6年5月16日、 令和6年5月24日
家 畜 病 性 鑑 定 所	令和6年5月8日

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により物品事故が発生（1件）し、所が所有している物品及び業者から預かっていた物品の毀損があり、県に多額の損害（997,480円）を与えた。

（計量検定所）

2 職員の不注意により発生した火災により、物品（実験機器4台）の毀損があり、県に多額の損害（3,745,700円）を与えた。

（農林水産研究所（水産研究センター・栽培資源研究所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和6年9月4日
社 会 教 育 課	令和6年9月4日
文 化 財 保 護 課	令和6年9月4日
保 健 体 育 課	令和6年9月4日
義 務 教 育 課	令和6年9月3日
高 校 教 育 課	令和6年9月3日
人 権 教 育 課	令和6年9月3日
特 別 支 援 教 育 課	令和6年9月3日
中 予 教 育 事 務 所	令和6年5月8日
東 予 教 育 事 務 所	令和6年5月21日
南 予 教 育 事 務 所	令和6年5月8日
総 合 教 育 セ ン タ ー	令和6年4月18日
函 書 館	令和6年5月8日
川 之 江 高 等 学 校	令和6年1月26日
三 島 高 等 学 校	令和6年2月22日
土 居 高 等 学 校	令和6年2月22日
新 居 浜 東 高 等 学 校	令和6年2月22日
新 居 浜 西 高 等 学 校	令和6年2月22日
新 居 浜 南 高 等 学 校	令和6年1月26日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	令和6年1月26日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
西 条 高 等 学 校	令和6年2月22日
西 条 農 業 高 等 学 校	令和6年1月26日
小 松 高 等 学 校	令和6年2月22日
東 予 高 等 学 校	令和6年2月22日
丹 原 高 等 学 校	令和6年2月22日
今 治 西 高 等 学 校	令和6年2月22日
今 治 南 高 等 学 校	令和6年2月22日
今 治 北 高 等 学 校	令和6年2月22日
今 治 工 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
弓 削 高 等 学 校	令和6年2月19日
北 条 高 等 学 校	令和6年1月25日
松 山 東 高 等 学 校	令和6年2月22日
松 山 南 高 等 学 校	令和6年2月22日
松 山 北 高 等 学 校	令和6年1月25日
松 山 中 央 高 等 学 校	令和6年1月26日
松 山 工 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
松 山 商 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
東 温 高 等 学 校	令和6年1月26日
上 浮 穴 高 等 学 校	令和6年2月22日
伊 予 農 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
伊 予 高 等 学 校	令和6年2月22日
大 洲 高 等 学 校	令和6年2月22日
大 洲 農 業 高 等 学 校	令和6年2月22日
長 浜 高 等 学 校	令和6年2月2日

内子高等学校	令和6年2月2日
八幡浜高等学校	令和6年1月29日
八幡浜工業高等学校	令和6年1月29日
川の石高等学校	令和6年2月22日
三崎高等学校	令和6年2月22日
宇和高等学校	令和6年2月22日
野村高等学校	令和6年2月22日
宇和島東高等学校	令和6年2月15日
宇和島水産高等学校	令和6年2月22日
吉田高等学校	令和6年1月29日
北宇和高等学校	令和6年2月22日
南宇和高等学校	令和6年2月22日
今治東中等教育学校	令和6年2月22日
松山西中等教育学校	令和6年1月25日
宇和島南中等教育学校	令和6年2月1日
松山盲学校	令和6年1月25日
松山聾学校	令和6年2月22日
しげのぶ特別支援学校	令和6年2月22日
みなら特別支援学校	令和6年2月22日
今治特別支援学校	令和6年2月22日
宇和特別支援学校	令和6年2月1日
新居浜特別支援学校	令和6年2月22日

伯方警察署	令和6年2月19日
松山東警察署	令和6年2月22日
松山西警察署	令和6年2月20日
松山南警察署	令和6年2月22日
久万高原警察署	令和6年2月22日
伊予警察署	令和6年2月22日
大洲警察署	令和6年2月20日
八幡浜警察署	令和6年2月22日
西予警察署	令和6年2月15日
宇和島警察署	令和6年2月15日
愛南警察署	令和6年2月22日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 愛媛県立大洲農業高等学校本館等外壁等修繕について、予定価格の算定を誤り、共通仮設費に計上すべき経費を直接工事費に計上する等したため1,760,000円過小に、直接工事費の算定に対象外の諸経費を計上したため1,134,100円過大となった。これらにより、予定価格に計2,894,100円の過誤があった。
(大洲農業高等学校)
- 生徒が作成したオリジナルストラップの販売について、販売方法や売上金の取扱いを含め、実施方法を検討することなく事業を進める等、著しく適切を欠いた会計事務処理をしていた。
(内子高等学校)
- 職員の不注意により公用車(スクールバス)による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方工作物(民家底部分)の毀損があり、県に多額の損害(518,023円)を与えた。
(新居浜特別支援学校)

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。
(四国中央警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。
(新居浜警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。
(西条警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。
(今治警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。
(松山東警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。
(松山南警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。
(大洲警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。
(西予警察署)
- 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。
(愛南警察署)

教育委員会公告

○公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号の規定による次の処分について、処分を受けるべき者の所在を知ることができないので、次のとおり公告する。

令和6年10月22日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡 哲也

監査対象機関	監査年月日
警察本部	令和6年8月23日
四国中央警察署	令和6年2月22日
新居浜警察署	令和6年2月19日
西条警察署	令和6年2月22日
西条西警察署	令和6年2月19日
今治警察署	令和6年2月22日

- 1 被処分者
東予教育事務所 会計年度任用職員 鈴木 智亜稀
- 2 処分内容
地方公務員法第28条第1項第1号の規定により本職を免ずる。
ただし、令和6年12月6日付けでこの処分の効力が生ずるものとする。
- 3 処分事由
被処分者は、令和6年7月1日(月)以降、正当な理由なく勤務を欠いており、現在もなお勤務を欠いたままである。
このことは、公務員として、その職責を十分に果たし得ないと認められる。
よって、地方公務員法第28条第1項第1号の規定により、この処分を行ったものである。
- 4 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県人事委員会に審査請求をすることができる。
- (2) この処分の取消しの訴えは、(1)の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県教育委員会が被告の代表となる。)提起することができる。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができる。
ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
四国中央市川之江コミュニティセンター	省略		四国中央市川之江コミュニティセンター	省略	
伊予三島運動公園体育館	四国中央市中之庄町 浜之前地内	2,000			
省略			省略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
森田かずゆき後援会	森田和幸	森田和幸	東温市牛淵1147-1	令和6年9月2日
小島建三後援会	森真一	深津敏夫	東温市田窪2166-6	令和6年9月5日
西条市を良くする会	矢野準子	矢野準子	西条市丹原町願連寺198-1	令和6年9月5日
長野浩後援会	長野浩	長野浩	四国中央市金生町下分1897	令和6年9月5日
上島町の夢を実現する会	福井武士	福井武士	越智郡上島町生名3686	令和6年9月6日

竹中ゆり後援会	竹 中 由 梨	竹 中 由 梨	今治市波方町岡甲257 - 6	令和6年9月17日
久保光幸後援会	久 保 光 幸	久 保 ちづこ	伊予市中山町中山午642	令和6年9月20日
よしだゆきしげ後援会	村 上 武 久	三 好 平	四国中央市妻鳥町785	令和6年9月20日
一途	野 田 哲 也	野 田 哲 也	今治市片山二丁目2 - 38	令和6年9月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
立憲民主党愛媛県第3区総支部	越 智 清 純	主たる事務所の所在地	伊予市米湊600 - 1	松山市大手町1 - 1 - 6	令和6年9月1日
立憲民主党愛媛県第1区総支部	香曾我部 慶教	主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目8 - 1	松山市大手町1 - 1 - 6	令和6年9月10日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	梶 野 耕 佑	主たる事務所の所在地	新居浜市田所町3 - 50	新居浜市中西町8 - 55	令和6年9月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮本明裕と語る会	増 井 義 久	主たる事務所の所在地	八幡浜市矢野町四丁目1132 - 5	八幡浜市1132 - 6	令和6年5月3日
越智きよすみ後援会	越 智 清 純	主たる事務所の所在地	伊予市米湊600 - 1	伊予市下吾川575	令和6年9月1日
青空えひめの会	佐々木 龍	代 表 者	佐々木 龍	藤 田 一 成	令和6年9月2日
		主たる事務所の所在地	新居浜市松原町15 - 23	松山市道後樋又2 - 21	
黒川理恵子後援会	黒 川 理 恵 子	代 表 者	黒 川 理 恵 子	矢 野 準 子	令和6年9月2日
こうそがべよしみち後援会	香曾我部 慶教	主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目8 - 1	松山市朝生田町二丁目1 - 35	令和6年9月10日
野田哲也後援会	野 田 哲 也	政 治 団 体 の 名 称	野田哲也後援会	一途	令和6年9月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
黒 川 理 恵 子	西条市長	黒川理恵子後援会	西条市大町431 - 3	令和6年9月2日
森 田 和 幸	東温市議会議員	森田かずゆき後援会	東温市牛淵1147 - 1	令和6年9月2日

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異

動の届出があった。

令和6年10月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
越智清純	越智きよすみ後援会	主たる事務所の所在地	伊予市米湊600 - 1	伊予市下吾川575	令和6年9月1日
香曾我部 慶教	こうそがべよしみち後援会	主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目8 - 1	松山市朝生田町二丁目1 - 35	令和6年9月10日